

矢吹町税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 8月 10日

矢吹町長

蛭田泰昭

矢吹町規則第 8 号

矢吹町税条例施行規則等の一部を改正する規則

(矢吹町税条例施行規則の一部を改正)

第 1 条 矢吹町税条例施行規則（昭和 4 2 年矢吹町規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「町県民税特別徴収・普通徴収税額更生（決定）通知書、町民税・県民税特別徴収・普通徴収税額変更（決定）通知書（第 5 号様式）」を「町民税・県民税・森林環境税普通徴収税額の変更通知書」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「町民税・県民税納税通知書（第 6 号様式）」を「町民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書」に改め、同条第 2 項中「町民税・県民税領収書（第 6 号様式）」を「領収証書」に改め、同条第 3 項中「納付（納入）済通知書」を「納付書（納付済通知書）」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「町民税・県民税領収書（第 6 号様式）」を「領収証書」に改める。

第 1 6 条中「徴収復命書（第 9 号様式）」を「町税等滞納整理復命書」に改める。

第 2 6 条第 1 項中「納付（納入）通知書（第 1 3 号様式）」を「第二次納税義務による納税義務承継通知書」に改める。

第 3 4 条第 1 項中「徴収猶予通知書（第 2 0 号様式）」を「徴収猶予の許可通知書」に、「徴収猶予期間延長通知書（第 2 1 号様式）」を「徴収猶予の期間延長許可通知書」に改め、同条第 2 項中「徴収猶予不許可通知書（第 2 1 号の 2 様式）」を「徴収猶予の不許可通知書」に、「徴収猶予期間延長不許可通知書（第 2 1 号の 3 様式）」を「徴収猶予の期間延長不許可通知書」に改める。

第 3 8 条を次のように改める。

(換価の猶予の通知等)

第38条 法第15条の5の2第3項で準用する法第15条の2の2第1項の規定による滞納者に対する職権による換価の猶予に係る通知は職権による換価猶予通知書及び法第15条の6の2第3項で準用する法第15条の2の2第1項の規定による滞納者に対する申請による換価の猶予に係る通知は、申請による換価猶予許可通知書に、職権による換価の猶予の期間の延長をした通知は職権による換価猶予期間延長通知書及び申請による換価の猶予期間の延長をした通知は、申請による換価猶予期間延長許可通知書による。

2 法第15条の6の2第3項で読み替えて準用する法第15条の2の2第2項の規定による滞納者に対する申請による換価の猶予を認めない場合の通知は申請による換価猶予不許可通知書又は申請による換価の猶予期間の延長を認めない場合の通知は、申請による換価猶予期間延長不許可通知書による。
第39条中「(第26号様式)」を削る。

第41条第1項中「滞納処分停止調書(第28号様式)」を「滞納処分の停止調査書」に改め、同条第2項中「滞納処分停止通知書(第29号様式)」を「滞納処分の停止通知書」に改め、同条第4項中「滞納処分停止取消通知書(第31号様式)」を「滞納処分の停止取消通知書」に改める。

第46条第3項中「過誤納金の充当通知書(第37号様式)」を「充当通知書」に改める。

第47条中「矢吹町財務規則第48条及び第49条の規定を準用し、払出命令書(第38号様式)、戻出命令書(第38号様式)により処理するものとする。」を「矢吹町財務規則第48条及び第49条の規定を準用し、処理するものとする。」に改める。

第51条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定によつて、延滞金の減免を受けようとする者は、税延滞金減免申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定によつて延滞金の減免を認めたときは、延滞金減免許可決定通知書を申請者に発しなければならない。この場合において減免を認めない旨の通知は、その旨を記載した文書による。

4 税務課長は、第1項の規定により延滞金を減免したときは、ただちに徴収票にその旨を記載して整理しなければならない。

第52条中「督促状（第44号様式）」を「督促状」に改める。

第66条中「法人町民税更正通知書（第58号様式）」を「法人町民税更正・決定通知書」に改める。

第70条中「固定資産税納税通知書（第64号様式）」を「固定資産税（土地・家屋・償却資産）納税通知書」に改める。

第72条第1項中「固定資産の価格、及び税額の更正、決定通知書（第67号様式）」を「固定資産税（土地・家屋・償却資産）更正（賦課）決定通知書、固定資産税更正（価格）決定通知書」に改める。

第81条第1項中「軽自動車税減免承認通知書（第77号様式）」を「軽自動車税減免決定通知書」に改め、同条第2項中「（種別割）」を削る。

第5号様式から第6号様式までを次のように改める。

第5号様式（その1） 削除

第5号様式（その2） 削除

第6号様式 削除

第9号様式を次のように改める。

第9号様式 削除

第13号様式を次のように改める。

第13号様式 削除

第20号様式から第21号の3様式までを次のように改める。

第20号様式 削除

第21号様式 削除

第21号の2様式 削除

第21号の3様式 削除

第24号様式から第26号様式までを次のように改める。

第24号様式 削除

第25号様式 削除

第25号の2様式 削除

第 2 5 号の 3 様式 削除

第 2 6 号様式 削除

第 2 8 号様式及び第 2 9 号様式を次のように改める。

第 2 8 号様式 削除

第 2 9 号様式 削除

第 3 1 号様式を次のように改める。

第 3 1 号様式 削除

第 3 7 号様式及び第 3 8 号様式を次のように改める。

第 3 7 号様式 削除

第 3 8 号様式 削除

第 4 2 号様式及び第 4 4 号様式を次のように改める。

第 4 2 号様式 削除

第 4 3 号様式 削除

第 4 4 号様式（その 1） 削除

第 4 4 号様式（その 2） 削除

第 4 4 号様式（その 3） 削除

第 5 8 号様式を次のように改める。

第 5 8 号様式 削除

第 6 4 号様式を次のように改める。

第 6 4 号様式 削除

第 6 7 号様式を次のように改める。

第 6 7 号様式 削除

第 7 7 号様式を次のように改める。

第 7 7 号様式 削除

第 7 8 号様式（その 1）を次のように改める。

第78号様式（その1）

軽自動車税減免申請書

年 月 日

矢吹町長 様

申請者（納税義務者）

住所（所在地）

氏名（名称）

（個人番号又は法人番号）

電話番号

登録者等との続柄（ ）

軽自動車税の減免を受けたいので、矢吹町税条例第90条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

年度		整理番号		税 額		円
軽自動車	車両番号(標識番号)			車台番号		
	主たる定置場		矢吹町 番地			
	種別	1 軽四輪（乗用・貨物） 2 その他（ ）	総排気量 (定格出力)	cc (kw)	用途	1 自家用 2 事業用
	使用目的	1 通勤 2 通院 3 通学 4 通園 5 生業 5 その他（ ）				
障がい者等	住 所				氏 名	納税義務者との続柄（ ）
	生年月日	年 月 日			交 付 年月日	年 月 日
	番 号	第 号				
	障がい名					
運転する者	住 所				氏 名	障がい者等との続柄（ ）
	番 号	第 号			交 付 年月日	年 月 日
	種 類	大型 ・ 中型 ・ 普通 その他（ ）			条件 有効期限	年 月 日

（注）身体障害者手帳等、障がいの程度を証する書類、運転免許証及び自動車検査証又は標識交付証明書を提示してください。

第78号様式（その2）を次のように改める。

第78号様式（その2）

軽自動車税減免申請書

年 月 日

矢吹町長 様

申請者（納税義務者）

住 所（所在地）

氏 名（名 稱）

（個人番号又は法人番号）

電話番号

軽自動車税の減免を受けたいので、矢吹町税条例第89条第2項及び第90条第3項の規定により下記のとおり申請します。

記

年 度		整理番号		税 額		円
軽自動車等	車両番号(標識番号)		車体番号			
	原動機の型式		形 状			
	主たる定置場	矢吹町 番地				
	種別	1 軽四輪（乗用・貨物） 2 その他（ ）	総排気量 （定格出力）	c c （kx）	用 途	1 自家用 2 事業用
減免を受ける理由						

（注）減免を受ける理由のあることを証明する書類（定款等）を添付してください。

第78号様式（その3）を次のように改める

第78号様式（その3） 削除

(矢吹町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正)

第2条 矢吹町国民健康保険税条例施行規則(昭和63年矢吹町規則第11号)の一部を次のように改正する。)

第3条中「(第3号様式)」及び「(第4号様式)」を削る。

第4条第1項中「(第5号様式)」を削り、同条第2項中「納付書兼納付済通知書(第5号様式の2)」を「納付書(納付済通知書)」に改める。

第5条第1項及び同条第2項中「国民健康保険税額決定(更正)通知書(第6号様式)」を「国民健康保険税納税通知書」に改める。

第3号様式から第7号様式までを次のように改める。

第3号様式 削除

第4号様式 削除

第5号様式 削除

第5号様式の2 削除

第6号様式 削除

第7号様式 削除

(矢吹町介護保険条例施行規則の一部を改正)

第3条 矢吹町介護保険条例施行規則（平成12年矢吹町規則第15号）の一部を次のように改正する。）

第2条中「(様式第1号)」を削る。

第8条中「(様式第3号)」及び「(様式第4号)」を削り、「介護保険住所地特例対象施設退所（退居）通知書（様式第5号）」を「介護保険住所地特例施設退所（居）通知書」に改める。

第10条第1項第1号中「介護保険被保険者資格取得・異動・喪失届（様式第9号）」を「介護保険資格取得・異動・喪失届」に改め、同条同項第2号中「(様式第10号)」及び同条同項第3号中「(様式第11号)」及び同条同項第4号中「(様式第12号)」を削る。

第11条第1項中「介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）（様式第13号）」を「介護保険資格者証」に改める。

第13条中「介護保険要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書（様式第15号）」を「介護保険要介護認定・要支援認定／要介護更新認定・要支援更新認定申請書」に改める。

第14条中「(様式第16号)」を削る。

第15条第1項中「(様式第17号)」及び同条第2項中「(様式第18号)」を削る。

第16条中「介護保険要介護認定訪問調査依頼書（様式第19号その1・様式第19号その2）」を「介護保険要介護認定訪問調査依頼について、介護保険要介護認定訪問調査依頼書（一覧）」に改める。

第17条中「介護保険主治医意見書提出依頼書（様式第20号その1・様式第20号その2）」を「介護保険主治医意見書提出依頼について、介護保険主治医意見書提出依頼書（一覧）」に改める。

第18条中「(様式第21号)」を削る。

第19条第1項第1号中「(様式第22号)」及び同条同項第2号中「(様式第23号)」を削り、同条同項第3号中「介護保険要介護認定・要支援認定等取消通知書（様式第24号）」を「介護保険要介護認定・要支援認定取消通知

書」に改め、同条同項第4号中「(様式第25号)」を削る。

第19条の2第1項中「(様式第26号の2)」を削る。

第20条中「介護保険要介護状態区分変更通知書(様式第26号)」を「介護保険要介護・要支援状態区分変更通知書」に改める。

第21条中「居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書(様式第27号)」を「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」に改める。

第22条第1項中「介護保険介護(介護予防)サービス費等支給申請書(償還払い用)(様式第28号)」を「介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給申請書(償還払い用)」に改め、同条第2項中「介護保険給付費支給(不支給)決定通知書(様式第29号)」を「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給(不支給)決定通知書、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修受領委任払支給決定通知書、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給(不支給)決定通知書、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費受領委任払支給決定通知書、介護保険高額介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書」に改める。

第23条中「介護保険特例介護(介護予防)サービス費等支給申請書(受領委任)(様式第30号)」を「介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給申請書(受領委任払い用)」に改める。

第24条中「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(様式第31号)」を「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払い用)」に改める。

第25条第1項中「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(様式第32号その1)」を「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書(受領委任払い用)」に改める。

第26条第1項中「介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請書(様式第33号)」を「介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書」に改める。

第29条第1項中「介護保険利用者負担額減額・免除申請書（様式第34号）」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書」に改め、同条第2項中「介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（様式第35号）」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書」に改め、同条第3項中「介護保険利用者負担額減額・免除認定証（様式第36号）」を「介護保険負担限度額認定証」に改める。

第30条第1項中「介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（旧措置入所者）（様式第37号）」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）」に改め、同条第2項中「介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（旧措置入所者）（様式第38号）」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）」に改め、同条中第3項「介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（旧措置入所者）（様式第39号）」を「介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）」に改める。

第31条第1項中「（様式第40号）」及び同条中第2項「（様式第41号）」を削る。

第32条第1項中「介護保険特定負担限度額認定申請書（様式第43号）」を「介護保険特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）」に改め、同条中第2項「介護保険特定負担限度額認定決定通知書（旧措置入所者）（様式第44号）」を「介護保険特定負担限度額認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）」に改め、同条中第3項「介護保険特定負担限度額認定証（様式第45号）」を「介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）」に改める。

第33条第1項中「介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書（様式第46号）」を「介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費等支給申請書」に改める。

第34条中「（様式第47号）」を削る。

第36条第1項中「普通徴収及び法第135条第1項に規定する特別徴収を行う場合は、納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書（様式第49号）」を「普通徴収を行う場合は、介護保険料額決定通知書、法第136条に規定する特別徴収を行う場合は、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書、介護保険料額決定通知書、特別徴収開始通知書（仮徴収）」に改め、同条第2項中「納入通知書（介護保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（様式第50号）」を「介護保険料額変更通知書、介護保険料特別徴収中止通知書」に改める。

第41条中「納付書（様式第57号）」を「納付書（納付済通知書）」に改める。

第44条第1項中「介護保険料納付証明申請書（様式第60号）」を「矢吹町税条例施行規則（昭和42年矢吹町規則第16号）第41号様式」に改める。

第52条中「介護保険督促状（様式第72号）」を「督促状」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第3号から様式第5号を次のように改める。

様式第3号 削除

様式第4号 削除

様式第5号 削除

様式第9号から様式第13号を次のように改める。

様式第9号 削除

様式第10号 削除

様式第11号 削除

様式第12号 削除

様式第13号 削除

様式第15号から様式第32号その1を次のように改める。

様式第15号 削除

様式第16号 削除

様式第17号 削除

様式第 18 号 削除

様式第 19 号その 1 削除

様式第 19 号その 2 削除

様式第 20 号その 1 削除

様式第 20 号その 2 削除

様式第 21 号 削除

様式第 22 号 削除

様式第 23 号 削除

様式第 24 号 削除

様式第 25 号 削除

様式第 26 号 削除

様式第 26 号の 2 削除

様式第 27 号 削除

様式第 28 号 削除

様式第 29 号 削除

様式第 30 号 削除

様式第 31 号 削除

様式第 32 号その 1 削除

様式第 33 号を次のように改める。

様式第 33 号 削除

様式第 33 号の 2 を次のように改める。

様式第33号の2

介護保険基準収入額適用申請書

年 月 日

矢吹町長

次のとおり関係書類を添えて、高額介護サービス費の負担区分判定に係る収入額を申請します。

1	フリガナ		被保険者番号																
	被保険者氏名		個人番号																
	生年月日	明・大・昭	年		月		日												
2	フリガナ		被保険者番号																
	被保険者氏名		個人番号																
	生年月日	明・大・昭	年		月		日												
3	フリガナ		被保険者番号																
	被保険者氏名		個人番号																
	生年月日	明・大・昭	年		月		日												
住 所																			
		連絡先																	

氏 名			
年 中 の 収 入	公的年金	円	円
	給 与 (パート収入等を含む)	円	円
	() (年金・給与以外の収入)	円	円
	合 計	円	円

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) 市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、ご本人(40歳以上65歳未満の方は除く。)及び同じ世帯におられる65歳以上の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。
- (2) 収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害年金・遺族年金・恩給・特別弔慰金・災害弔慰金など)は除きます。
- (3) 公的年金等源泉徴収票・給与源泉徴収票・確定申告書の写しなど、公的年金及び給与収入額が確認できる書類を添付してください。ただし、1月1日において当町に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。また、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入についても添付書類は不要です。

様式第 3 4 号から様式第 4 1 号を次のように改める。

様式第 3 4 号 削除

様式第 3 5 号 削除

様式第 3 6 号 削除

様式第 3 7 号 削除

様式第 3 8 号 削除

様式第 3 9 号 削除

様式第 4 0 号 削除

様式第 4 1 号 削除

様式第 4 3 号から様式第 4 7 号を次のように改める。

様式第 4 3 号 削除

様式第 4 4 号 削除

様式第 4 5 号 削除

様式第 4 6 号 削除

様式第 4 7 号 削除

様式第 4 9 号及び様式第 5 0 号を次のように改める。

様式第 4 9 号 削除

様式第 5 0 号 削除

様式第 5 7 号を次のように改める。

様式第 5 7 号 削除

様式第 6 0 号を次のように改める。

様式第 6 0 号 削除

様式第 7 2 号を次のように改める。

様式第 7 2 号 削除

(矢吹町後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正)

第4条 矢吹町後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成25年矢吹町規則第7号）の一部を次のように改正する。）

第2条第2項中「後期高齢者医療保険料額変更決定通知書（第2号様式）」を「後期高齢者医療保険料額変更決定通知書、後期高齢者医療保険料仮徴収額変更決定通知書」に改める。

第3条第1項中「後期高齢者医療保険料納付書及び納付済通知書（第3号様式）」を「納付書（納付済通知書）」に改め、同条中第4項「後期高齢者医療保険料領収証書（第3号様式）」を「領収証書」に改める。

第4条第2項中「後期高齢者医療保険料納付証明書（第5号様式）」を「後期高齢者医療保険料納付額証明書」に改める。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

第3号様式 削除

第5号様式を次のように改める。

第5号様式 削除

(矢吹町税の滞納処分に関する文書の様式を定める規則の一部を改正)

第5条 矢吹町税の滞納処分に関する文書の様式を定める規則（昭和43年矢吹町規則第17号）の一部を次のように改正する。）

別表中「差押調書（動産、有価証券用）」を「差押調書（謄本）（動産）」に、「差押調書（債権用）」を「差押調書（謄本）（債権）」に、「差押調書（不動産用）」を「差押書（不動産）」に、「差押調書（電話加入権用）」を「差押調書（謄本）（電話加入権）」に、「財産引渡命令書」を「財産の引渡命令書」に、「財産の引渡命令をした旨の通知書」を「財産の引渡命令発布通知書」に、「差押財産占有調書」を「占有調書」に、「担保権付債権差押通知書」を「担保権設定等財産の差押通知書」に、「公売公告」を「公売公告兼見積価額公告」に、「見積価額票」を「削除」に、「公売通知書兼債権申立催告書（利害関係人用）」を「公売通知書兼債権現在額申立催告書」に、「不動産等の最高価申込者決定通知書」を「最高価申込者の決定」に、「不動産の最高価申込者決定の公告」を「削除」に、「不動産等の最高価申込者決定の取消通知書」を「最高価申込者決定の取消通知書」に改める。

第3号様式（その1）から第3号様式（その4）を次のように改める。

第3号様式（その1） 削除

第3号様式（その2） 削除

第3号様式（その3） 削除

第3号様式（その4） 削除

第9号様式及び第10号様式を次のように改める。

第9号様式 削除

第10号様式 削除

第12号様式を次のように改める。

第12号様式 削除

第16号様式を次のように改める。

第16号様式 削除

第21号様式を次のように改める。

第21号様式 削除

第32号様式から第33号様式までを次のように改める。

第32号様式 削除

第33号様式 削除

第34号様式（その2）から第37号様式までを次のように改める。

第34号様式（その2） 削除

第35号様式 削除

第36号様式 削除

第37号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第3条及び第5条の規定は令和7年11月25日から、第4条の規定は令和8年4月1日から適用する。